

七戸町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和８年度～令和１０年度)

令和８年２月

七戸町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、児童生徒の学びをより充実させることを目的とする。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、児童生徒の教育の質をさらに高めていく。

(2) 本町の現状

「七戸町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和4年教育委員会規則第1号）」で教職員の勤務時間の条件を定めているが、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（平均）】

	年平均	月45時間以上 80時間未満	月80時間以上
小学校	月31.5時間	12.0%	2.0%
中学校	月40.6時間	30.8%	0.0%
全体	月35.5時間	20.2%	1.1%

○中学校では、月45時間を超える割合が30%以上となっている。部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、部活動休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することができる。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【基準値】

- 年間の年次休暇の平均取得日数を15日以上にする。

【小学校13.6日、中学校10.7日 文部科学省 初等中等教育局
教員勤務実態調査（令和4年度）参考】

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

【11.7% 公立学校共済組合のストレスチェックデータ分析結果報告書（令和4年度データ）参考】

3 計画の期間

令和8年度から令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校が担うべき業務

(ア) 登校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民等が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

- 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

○学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、法的な観点から助言・指導を行う「スクールロイヤー」の活用について、緊急時における速やかな対応等を要請し支援する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

○調査等を精選するとともに、様式の簡略化や添付書類の削減・廃止・見直し等を行う。

(イ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

○教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、ICT支援員の派遣日数・時間について検討する。

(ウ) 部活動

○スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備

○授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

(イ) 学習評価や成績処理

○校務支援システムを導入することにより、成績管理、校務管理等に係る事務負担を軽減する。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働する体制を支援する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

○各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位

時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

○当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

○校務支援システムを令和8年度中に全校に導入する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

○ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。

○年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。

○週1日「ノー残業デー」を設定するよう推進し、長期休業中に5日間の「学校閉庁日」を町内一律で設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

○取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、七戸町のウェブサイトで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

○学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

○時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入するストレスチェックの結果から把握する。

○教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議会等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。